

長崎県佐世保市①

1. 事業内容

担当課等	産業振興課 TEL : 0956-24-1111(3084) FAX : 0956-25-1710
助成事業名	中小企業創造的技術開発支援事業

2. 助成事業の内容

助成対象者	1. 佐世保市内に主たる事務所をもち、事業を営む中小企業者 2. 佐世保市内に主たる事務所をもち、事業を営む異分野の二以上の中小企業者で構成するグループ（融合化グループ）とする。 ※ただし、市長が中小企業の融合化促進のため特に必要と認めた場合は、構成員の過半数が上記要件を満たすグループも対象とすることができる。																								
助成内容	<p>1. 補助対象事業</p> <p>◆mono-づくり支援事業 コンピューターのプログラム及びプログラム技術の企画、開発を主に行う事業以外の事業 (※従来工業技術系を対象としたものから、企画調査事業に限り、補助対象事業者に食品製造業を追加しました。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>企画調査事業</th> <th>研究開発事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>(1) 企画・立案 新製品・新技術のアイデアの検討、情報収集、研究開発手順等の企画立案等</td> <td>(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>(2) 可能性調査 開発しようとする製品・技術の市場性、ニーズ調査等</td> <td>(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ソフトウェア開発等支援事業 コンピューターのプログラム及びプログラム技術の企画、開発を主に行う事業。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>企画調査事業</th> <th>研究開発事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>(1) 企画・立案 新製品・新技術のアイデアの検討、情報収集、研究開発手順等の企画立案等</td> <td>(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>(2) 可能性調査 開発しようとする製品・技術の市場性、ニーズ調査等</td> <td>(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査、改良等</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆小規模企業者支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査、改良等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※-1：1社単独での申請も可能。 ※-2：事業は、1年で完了の見込みがあることを前提とする。(遅くとも事業開始後2年以内を目途に製品化されるものであることが望ましい。) ※-3：2年目以降において、同一内容での申請はできない。 ※-4：人件費は対象外とする。</p>		企画調査事業	研究開発事業	補助対象事業	(1) 企画・立案 新製品・新技術のアイデアの検討、情報収集、研究開発手順等の企画立案等	(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等	補助対象事業	(2) 可能性調査 開発しようとする製品・技術の市場性、ニーズ調査等	(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査		企画調査事業	研究開発事業	補助対象事業	(1) 企画・立案 新製品・新技術のアイデアの検討、情報収集、研究開発手順等の企画立案等	(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等	補助対象事業	(2) 可能性調査 開発しようとする製品・技術の市場性、ニーズ調査等	(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査、改良等		研究開発事業	補助対象事業	(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等	補助対象事業	(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査、改良等
	企画調査事業	研究開発事業																							
補助対象事業	(1) 企画・立案 新製品・新技術のアイデアの検討、情報収集、研究開発手順等の企画立案等	(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等																							
補助対象事業	(2) 可能性調査 開発しようとする製品・技術の市場性、ニーズ調査等	(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査																							
	企画調査事業	研究開発事業																							
補助対象事業	(1) 企画・立案 新製品・新技術のアイデアの検討、情報収集、研究開発手順等の企画立案等	(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等																							
補助対象事業	(2) 可能性調査 開発しようとする製品・技術の市場性、ニーズ調査等	(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査、改良等																							
	研究開発事業																								
補助対象事業	(1) 新製品・新技術の研究開発及び試作 概念設計、基本設計、デザイン開発、実施設計、試作等																								
補助対象事業	(2) 評価測定、改良テストラン、評価調査、改良等																								

	<p>2. 補助対象事業経費（mono-づくり支援事業、ソフトウェア開発等支援事業共通）</p> <p>(1) 専門家に要する謝金、旅費、原稿料</p> <p>(2) 委託経費（可能性調査、市場調査、文献調査、設計、加工、試験、デザイン開発等）</p> <p>(3) 人件費（アルバイト賃金を含む）</p> <p>(4) 原材料費</p> <p>(5) 機械工具費</p> <p>(6) 施設等使用料（研究棟賃貸料、検討会場借上料等）</p> <p>(7) 広告宣伝費（カタログ製作、展示会出品、広告掲載等）</p> <p>(8) 工業所有権等導入経費、(9) 視察旅費、(10) 事務費（会議茶菓代、消耗品費、視察旅費以外の交通費、通信費、資料購入費、資料作成費、車両関係費）</p> <p>(11) その他市長が必要と認める経費</p> <p>3. 補助対象人件費</p> <table border="1"> <tr> <td>mono-づくり支援事業 企画調査事業</td> <td>mono-づくり支援事業 研究開発事業</td> <td>ソフトウェア開発等支援事業 企画調査事業</td> <td>ソフトウェア開発等支援事業 研究開発事業</td> </tr> <tr> <td>総事業費の2/3以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。</td> <td>総事業費の1/2以内の経費を対象とし、補助率を1/2とする。</td> <td>総事業費の2/3以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。</td> <td>総事業費の10/10以内の経費を対象とし、補助率を1/2とする。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※小規模企業者支援事業については、人件費は対象外</p>	mono-づくり支援事業 企画調査事業	mono-づくり支援事業 研究開発事業	ソフトウェア開発等支援事業 企画調査事業	ソフトウェア開発等支援事業 研究開発事業	総事業費の2/3以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。	総事業費の1/2以内の経費を対象とし、補助率を1/2とする。	総事業費の2/3以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。	総事業費の10/10以内の経費を対象とし、補助率を1/2とする。				
mono-づくり支援事業 企画調査事業	mono-づくり支援事業 研究開発事業	ソフトウェア開発等支援事業 企画調査事業	ソフトウェア開発等支援事業 研究開発事業										
総事業費の2/3以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。	総事業費の1/2以内の経費を対象とし、補助率を1/2とする。	総事業費の2/3以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。	総事業費の10/10以内の経費を対象とし、補助率を1/2とする。										
助成期間	・会計年度内												
助成金額、補助率、事業年限	<p>・補助率は、対象経費の1/2以内。</p> <p>・交付対象事業に対する毎会計年度の補助金額は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分名</th> <th>補助上限額</th> <th>事業年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調査事業</td> <td>200万円</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>研究開発事業</td> <td>300万円</td> <td>2年間</td> </tr> <tr> <td>小規模企業者支援事業</td> <td>50万円</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記「企画調査事業」と「研究開発事業」については、mono-づくり支援事業とソフトウェア開発等支援事業ともに共通事項です。</p> <p>※事業年限が2ヶ年にわたる場合であっても、単年度毎に補助申請を行う必要があります。初年度の補助採択で事業期間全体を助成対象期間として決定するものではありません。</p>	事業区分名	補助上限額	事業年限	企画調査事業	200万円	1年間	研究開発事業	300万円	2年間	小規模企業者支援事業	50万円	1年間
事業区分名	補助上限額	事業年限											
企画調査事業	200万円	1年間											
研究開発事業	300万円	2年間											
小規模企業者支援事業	50万円	1年間											
産業財産権の帰属	・申請事業者												

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・3月15日～3月31日（土日、祝祭日を除く。最終日は午後5時まで）
審査（選考）方法	・ヒアリングによる事前審査を行った上で、審査会に諮る。
申請に係わる必要書類等	・市のホームページよりダウンロードし、必要事項を記載し、提出
支払い方法等	・原則事業終了後精算払い

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・公開
応募件数	・公開
事業予算規模	・公開
パンフ等の有無	・無

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者は、佐世保市が指定する日までに、事業期間前期における補助事業の遂行状況に関し補助事業中間報告書を提出しなければならない。・補助事業者は、補助事業が完了した日から 14 日以内に、補助事業実績報告書を提出しなければならない。・補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権（以下「工業所有権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合には、当該年度の終了後 14 日以内に工業所有権届出書を佐世保市に提出しなければならない。
----------	---

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	<ul style="list-style-type: none">・2011 年度から制度見直しが実施されておりますので、補助制度の活用の際は、佐世保市ホームページをご確認いただきますようお願いします。
--------	--